

## 令和2年度 第2回東京都食品安全審議会部会 議事概要

- 1 日程 令和2年7月9日から令和2年7月15日まで
- 2 開催方法 書面開催
- 3 議事概要 議題について、以下の通り意見があった。なお意見に対する回答は、第3回部会において提示する。

### ○資料2 都における食品安全確保施策の総合的な体系（案）

| 内容            | 頂いたご意見   |
|---------------|--|
| 総合的な体系（案）について | <p>HACCPに沿った衛生管理を推進する上で、食品衛生推進員や食品衛生自治指導員の教育と活用は、重要な活動と思う。“◎”が付いていてもおかしくないと思うが、いかがでしょうか。</p> <p>43の「食品安全に係わる人材の計画的な育成」も同様</p>  |
|               | <p>47項目の基本施策は多すぎると思う。食品衛生法改正や表示制度の対応だけでも、保健所の負荷は大きい。テーマを減らすか、5年計画の中で項目ごとにメリハリをつけるような工夫がほしい。</p>  |
|               | <p>参考資料1の2ページに、「最近の国の動向」として改正食品衛生法の完全施行（令和3年6月）があり、1点目は重点施策として盛り込まれているが、2点目の営業届出制度を創設についても、今後は事業者への周知等が必要となるのではないかと。もし、対応する施策として当てはまる項目がなければ、明示して盛り込んでいただきたい。</p>                |
|               | <p>（参考資料1の2ページに、「最近の国の動向」改正食品衛生法の完全施行）3点目に特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の届出制度を創設とあるが、これは完全施行が令和3年6月の内容なのかご教示願います。また、対応する施策としては、「24健康食品対策」にある「指定成分等含有食品による健康被害情報」とあわせて充実させてほしい。</p> |
|               | <p>25の食品等のリコール情報の報告制度の運用については、資料3では新規事業に位置付けられている。食品衛生法及び食品表示法に基づく「食品等のリコール情報の報告制度」を国と連携を図り、適切に運用し、事業者や消費者に周知を図るとされているが、新制度の導入ということもあるので、重点施策◎に位置付けていただきたい。</p>                  |
|               | <p>ご提案に賛成いたします。</p>  |

○資料3 東京都食品安全推進計画 次期計画における取組の方向性

| 内容   | 頂いたご意見  |
|--|---|
| 1.東京都エコ農産物認証制度の推進                                  | 認知度を高める施策が欲しい。  |
| 2.東京都GAP認証制度の推進                                    | 東京都GAP認証制度についてはGGAP、JGAPでさえ消費者の認知度が上がらない中での新設についてはメリットを明確に示した上で実施すべきと考えます。  |
|  | 東京都GAP認証制度について。都生活文化局の「食生活と食育に関する世論調査」＜令和2年1月発表＞によると、同制度を知っていると答えたのは約8%でした。農業者への普及はもちろんですが、消費者側の認知度も大切です。重点政策ですので、ネーミングセンスに長けた小池都知事にキャッチーなコピーを考えていただけないでしょうか。 |
| 3.H A C C P に沿った衛生管理の導入・定着の推進                      | 食品衛生自主管理認証制度はHACCPの施策で追加して維持していただくことを再考いただけないかと思います。  |
| 3.H A C C P に沿った衛生管理の導入・定着の推進<br>10.事業者に対する講習会等の開催 | 定着の前に、認知・周知が必要かと思います。<br>届出業種であれば、米屋や八百屋、採取と営業の違い。許可業種であれば、水産加工の素干しや惣菜半製品、レトルト・無菌充填、小分けといった新たな許可業種の事業者への周知を重視していただきたい。  |
| 4.多様化する食の提供主体による衛生管理向上への取組の推進                      | 子ども食堂等福祉を目的とした食事提供については、ガイドライン作成だけでなく、経済的あるいは人的な支援もご検討いただきたい。   |
|  | こども食堂、フードバンクは取り締まり強化ばかりでは拡大しないため、都として取り組むとされている食品衛生対策の支援に設備投資支援等も含め検討をお願いいたします。   |
|  | 「テイクアウトや宅配等を新たに開始する事業者に対する衛生管理の普及や技術的支援について検討する」とあるが、新型コロナ対応で急増する新業種において食中毒が起こらないようにするための対策は急務であり、「検討する」ではなく「技術的支援を行う」としていただきたい。                              |

|   |   |
|---|---|
| <p>5.食品衛生推進員制度の活用<br/>6.食品衛生自治指導員制度への支援</p> | <p>食品衛生推進員は飲食店中心の支援・指導、食品衛生自治指導員は公的権限を持っていない。<br/>食品衛生法改正の周知や定着に向け、彼らの期待値や権限の見直しが必要と思います。</p>   |
| <p>13.食品の安全に関する先行的調査</p>                    | <p>将来のリスク、輸出拡大への貢献も考えるとリステリアや海洋毒の先行調査が必要ではないかと思います。</p>   |
| <p>24.「健康食品」対策</p>                          | <p>「健康食品に対する正しい知識の普及と危害の未然防止」との記載があるが、具体的には、「特別の注意を必要とする成分等を含む食品」に対する啓発活動と考えていいでしょうか。<br/>もしくは、一般的な「健康食品」に対する正しい知識の普及と危害の未然防止を意味しているのでしょうか。</p>   |
| <p>25.食品等のリコール情報の報告制度の運用</p>                | <p>リコール情報共有の報告制度の運用については届け出対象を明確にいただき、クラスⅢの分類（毛髪等の軽度の異物問題など）についても適切な制度運用をお願いします。</p>  |
| <p>26.新たな表示制度等による適正表示の推進</p>                | <p>既に施行されている「アレルギー表示」、「栄養表示」、「製造所表示」等の普及状況はどのような状況でしょうか。2022年の原料原産地表示だけでなく、2022年の「人工、合成」の禁止、2023年の遺伝子組み換え表示の見直し、アレルギー食品「くるみ」の義務化等、これからも続きます。都度の表示改訂がいらぬように、早め早めの周知が必要と思います。</p> <p>資料1のNo.19によれば部会委員から「国との連携の必要性について」意見が提出され、それに対する「都としての考え方」として「国とも連携して情報共有を図りながら表示の適正化に取り組む」旨コメントされています。<br/>しかし、資料3の「取組の方向性」の中には、そのコメントに相当する記載が見当たりません。部会委員の意見を反映させて加筆することはできないでしょうか。（「関係部署が連携し、・・・」の記載はありますが、この「関係部署」は都の内部組織と読み取るのが自然だと思います。）</p> |
| <p>32.訪都・在都外国人への情報発信</p>                    | <p>施策32の「訪都・在都外国人への情報発信（福祉保健局、各局）」で、ホームページ等を活用した食品安全に関する情報を発信があるが、たとえばアレルギー表示などは表示・ピクトグラムの説明とともに、必ず確認することも伝えるなど、丁寧な情報提供をお願いしたい。あわせて、情報提供する事業者への技術的支援も含めて検討していただきたい。栄養成分表示なども、外国人の方が活用できるように情報提供をお願いしたい。</p>   |

|  |   |
|--|---|
| 33.食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進                      | 今後、新型コロナウイルスの影響の下でこれまでの形式でのリスクコミュニケーションは困難になると思われる。リスクコミュニケーションは食品安全基本法が施行されて17年、都は積極的に取り組んできただけに、今後も重点施策として継続していただきたい。オンラインやオンデマンド方式では一方的な情報提供になりやすく工夫が必要で、新しい生活様式に対応したリスクコミュニケーションの在り方も含めて、検討していただきたい。  |
| 33.食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進<br>35.食品の安全に関する食育の推進 | 食の安全で都民・消費者も気を付けなければならないことは「食中毒」だと考えます。No. 32「食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進」、No. 35で「食品の安全に関する食育の推進」の方向性に表現されている「食品の安全」の中に「食中毒」が含まれているとは思いますが、「食中毒」という文言を加筆することは難しいでしょうか。全体を通して「食中毒」に関するトーンが低いように感じます。最終的に食品を利用する消費者の不注意で季節を問わず起きる食中毒があることをしっかり啓発するべきだと考えます。 |
| 38.都民・事業者が意見・要望を申し出る機会の確保                        | 前回質問した際、都条例8条に基づく「申出」の手続きには申請事項を記載した申出書を郵送か持参で提出するとのことご回答でした。提出方法については、メールに添付でも問題ないのではないのでしょうか。ちなみに消費者庁の申出制度は、HP上にワードやPDFで様式が紹介されていて、メールでもFAXでも受け付けています。  |
| 43.食品安全に係わる人材の計画的な育成                             | 緊急の課題だと思います。  |
| 全 体  | 各施策の下線箇所の加筆、修正に賛成いたします。   |